

午前十時 開議

○議長(伊井喜代次君) ただいまから昭和五十一年第一回福生市議会定例会第二  
日目の会議を開きます。

○議長(伊井喜代次君)

この際、本日の議会運営について、議会運営委員会にお  
いて検討されておりますので、委員長から報告をお願いいたします。

(議会運営委員長 岩田博君登壇)

○議会運営委員長(岩田博君) 御指名がございましたので、本日の日程等についてきこう  
議会終了後、議会運営委員会を開催し検討いたしましたので、その結果を報  
告をいたします。

本日の日程は、昨日の未消化分及びきこう事務局長から報告がなされた請  
願二件、陳情一件並びに総務委員会で結論づけられた請願の審査報告一  
件を日程とすることに決定いたしました。

新しく日程とした請願の付託先はお手元に御配付の付託表のとおりで  
ございますが、請願第二号保育料の値上げ反対に関する請願書は、内容が

四項目に区分されておりますので、会議規則の定めるところにより、その取り扱いは、一項目については予算特別委員会に、又、二項、三項、四項については厚生委員会にそれぞれ分割付託することに委員会は意見の一致をみた次第でございますので、よろしくお願い申し上げます。

以上のとおりでございますので、議運の決定どおり議事が運ばれますようお願いを申し上げます。

○議長(貫井喜代次君)

以上で委員長長の報告は終わります。

これより日程に入ります。

○議長(貫井喜代次君)

日程第一議案第十三号福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(市民課長 田村忠雄君 登壇)

○市民課長(田村忠雄君)

御指名によりまして議案第十三号福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして御説明を申し上げます。

提案理由でございますが、保険給付の関係では助産費の国の給付基準が改正されましたので、それによります改正でございます。

それから、保険料関係では料率の改正でございますが、保険料率につきましては不況等の影響で所得の伸びがほとんど見られないような状況になっております。その反面、医療費につきましては、国におきましては九・二%の引き上げを見ておりますので、五十一年度につきましては自然増も含めまして約二・二%の伸びを見なくてはならないような状況になっております。そういったしますと現行保険料の料率でまいりますと一般会計から二千五百万円の繰り入れをしていただきましても、なお三千二百万程度の不足が生ずる見込みになってくるわけでございます。これを保険料で賄わなくてはならないわけでございますが、先般、全員協議会で御報告を申し上げましたとおり二・九%の引き上げを行うために料率の改正をしようとするものでございます。なお、それに伴いまして料率の引き上げを行う関係で、限度額も現行では十二万円になっておりますが、これを超えるものが多くなりまして限度額以下のものとも不均衡を生じますので、これがないうに改正するものでございます。

内容でございますが、第五条は助産費の關係でございまして、現行では二万円を四万円に改めようとするものでございます。

それから十条の一項は限度額の關係でございまして、現行十二万円から十五万円に改めようとするものでございます。この引き上げによりまして、約六百万円の増収を見込んでおります。

それから十三条の關係でございまして、これは料率の改定でございまして、所得割を現行の百分の一・八七から百分の二・四五に改めまして、それから三号中の、これは均等割でございまして、一千五百六十円を一千六百八十円に改め、それから、四号の平等割を二千二十円から二千四百円に改めようとするものでございます。なお、この料率の改正によりまして、一世帯当たり平均で六千十五円の引き上げになります。それから一人当たりになりますと二千四百四十四円の引き上げになります。引き上げの総体の見込みは約三千二百万円を見込んでゐるわけでございます。

附則におきましては、施行日と五十一年度分の保険料から適用するといふ規定でございます。

はなはだ難解な説明でございしますが、慎重御審議を賜りまして御可決賜りますようお願い申し上げまして説明を終わります。

○議長(貫井喜代次君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これから本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 以上で質疑を終わります。

○六番(村尾栄次君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第十三号については、厚生委員会に付託し審査せしめられんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) お諮りいたします。

ただいま村尾栄次君から所定の賛成者を得て、本案は厚生委員会に付託し審査せしめられたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 御異議なしと認めます。 ようて議案第十三号は厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(貫井喜代次君) 次に日程第二議案第十四号 福生市中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例を議題といたします。  
本案について提案理由の説明を求めます。

(経済課長 森田進君登壇)

○経済課長(森田進君) 御指名をいただきましたので、議案第十四号 福生市中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

御案内のように、現下の経済情勢はかつて経験したことのない未曾有の不況下であり、国の数度にわたる救済策にもかかわらず景気回復の見通しも非常に厳しいものがあります。特に福生市においては、そのほとんどが中小企業者であり、こうした不況の波をまともに受けているのが現状であります。過日これら不況対策の一貫といたしまして、本条例に基づく利用者に対しまして、元金返済の据え置き

により資金緩和をはかるべく緊急措置を講じたわけでありますが、今回の改正につきましては、今後の景気見通し等配慮する中で、なお需用層の拡大を図るため改正しようとするものであります。

次に改正の内容について御説明申し上げます。

まず第六条であります。これは申込人の資格要件の改正であります。現行では連帯保証人については、原則的に必要であるわけですが、連帯保証人かもしくは東京信用保証協会あるいは東京都農業信用基金協会のいずれかの選択により申込人の資格を与えようとするものでございます。

又第十三条でございますが、これは融資時期の改正であります。現行では設備資金については設備の完了後に融資の執行を行っているわけですが、設備の施行が途中であっても資金需用が生じた場合には基準に従いまして融資決定額の一部を執行するものであります。

なお、この基準であります。設備資金でございますので、設備の施行に基づきまして融資することが原則的でございますので、進捗状況が五.〇%を超えた場合にこの一部の融資執行を行います。なお残された融資額については融資完了時

に一応執行していきたい。そういうような形で規則改正についても考えております。  
それから附則でございますが、昭和五十一年四月一日、新年度から施行しようとするものでございます。

以上、稚駁でございますが、提案理由とその内容について説明をいたしました。  
慎重に御審議をいただきまして、原案とおり、御可決くださいますようお願いいたします。

○議長(貫井喜代次君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○十四番(田村市郎君) この運転資金の最高額と設備資金の最高額をお聞きします。

○経済課長(森田進君) 自席からお許しいただきます。

運転資金については、設備資金も同じでございますが、去る昨年の九月の改正によりまして、限度額は運転資金について百五十万円、それから設備資金について三百万円となっております。

○議長(貫井喜代次君) 以上で質疑を終わります。

○六番(村尾栄次君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第十四号については、建設委員会に付託し審査せしめられんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) お諮りいたします。

ただいま村尾栄次君から所定の賛成者を得て、本案は建設委員会に付託し審査せしめられたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 御異議なしと認めます。よって議案第十四号は建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(貫井喜代次君) 日程第三議案第十五号 福生市地域会館条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

## (教育長 町田 倍二君登壇)

○教育長(町田倍二君)

御指名をいただきましたので議案第十五号福生市地域会館条例について提案理由とその内容につきまして御説明させていただきます。

本件につきましては、すでに御案内のように、現在福生市大字福生一八〇番地内に地域の学習等供用施設といたしまして建設中でございます。今月中に完成の運びとなっております次第でございます。

まず本条例の制定の根拠であります。これもすでに御案内のように、地方公共団体が本施設のような、いわゆる公施設をつくった場合には、地方自治法第二百四十四条の二の規定に基づきまして、その施設の設置及び管理に關します事項は条例でこれを定めなければならないということになっておりますので、この規定を根拠といたしまして本条例を制定いたそうとするものでございます。

それでは条例の内容につきまして御説明させていただきます。

第一条は本条例の設置に關する事項でございます。当市の地域社会の都市の増進と文化の向上を図るために、この学習等供用施設は福生市地域会館と統称いたしまして設置いたそうとするものでございます。

第二条は、名称及び位置でございます。会館の名称はわかざり会館でございます。位置は福生市大字福生一八〇番地一でございます。

第三条は施設の關係でございます。会館には次の三つの種類の施設がございまして、一号では社会教育施設、この中には図書館の分館が設けられます。二号の児童厚生施設、この中には学童保育所が設けられます。第三号は前二号以外の集会施設といたしまして、二階に和室と洋室の会議室がそれぞれ設けられるわけでございます。この三つの施設は、いわゆる普通の施設でありますので、第六条におきまして集会施設等と定義づけをさせていただいておりますので御理解を賜りたいと存じておる次第でございます。第二項といたしましては、前項の施設のうち、すなわち社会教育施設の中に設けられる図書館分館の管理につきましては、別に市立の図書館運営の規則がございますので、その規定によつて管理運営を行うということでございます。

第四条は休業日に關する規定でございます。次のとおりであります。ただ当該施設の管理者が必要と認めたときは、これを臨時に変更し、又は休館することができるといふことでございます。なお、この場合の管理者は本施設が児童

厚生施設と社会教育施設等の両施設でございますから、管理者は市長と教育委員会ということでございます。それで休業日の関係でございますが、一号の学童保育施設については日曜日、それと国民の祝日、ただし、この日が日曜日に当たるときは、その翌日にいたそうとするものでございます。(三)といたしまして、一月二日及び三日並びに十二月二十九日から同月三十一日まで、すなわち年末年始でございます。次に、前号の施設以外の施設、すなわち社会教育施設と集会施設の休業日でございますが、これは火曜日、それから国民の祝日、ただし、この日が火曜日に当たるときは、その翌日と年末年始でございます。第五条は開館時間、すなわち会館の開館する時間でございます。この時間につきましては、午前九時から午後十時までとし、各施設の開閉時刻、すなわち学童保育施設等の開閉時刻については別に規則に定めさせていただいた、ということでございます。

第六条は使用許可の関係でございます。第四条第二号の施設、すなわち集会施設等を使用する場合は、管理者の許可を受けなければならないということでございます。

第七条は使用の制限に関する規定でございますが、これはそれぞれ管理者に対する使用許可権の制約規定でありまして、第一号から第五号までの内容は当然許可をしなければならないものでございます。

第八条は使用の条件の関係でございます。管理者は、集会施設等の使用を許可する場合には、管理上必要な条件を付することができる。すなわち使用後始末するとか、そんなような条件をつくることのできるということでございます。

第九条は使用許可の取消し等に関する規定でございます。条文の内容につきましては、他の公の施設、たとえば市民会館とか、あるいは福祉会館と同じような内容の条文を規定させていただいております。

第十条は使用料の関係規定でございます。集会施設等を使用する場合には、別表第二に定める使用料、すなわち一時間について三百円を納めていただくというところがございます。なお、第三項は使用料の減免規定でありまして、市が主催する事業とか、あるいは公共的団体が使用する場合には、使用料を減免にしようという減免規定を設けていただいております。第十一条は使用料の不還付の関係でございます。使用料は還付し

ないという原則規定でございますが、ただし第九条第五号、第六号すなわち災害その他の事故とか、公益上必要で使えなかつたとき等の場合には、その全部又は一部を返還することができるということでございます。

第十二条と第十三条は、集会施設等の目的外使用の禁止と設備等の変更禁止の規定でございまして、公の施設には当然設けられるべき規定でございまして、

それから第十四条と第十五条は、集会施設等を使用した場合の原状回復の義務と設備等を損傷した場合における損害賠償義務の規定であります。これも公の施設としては当然設けられるべき規定でございまして、

第十六条は業務の委託に関する規定でございまして、市長は、会館で行う学童保育事業を社会福祉法人福生市社会福祉協議会に委託することができるということでございます。

第十七条は委任規定でございまして、この条例の施行について必要な事項は、すなわち会館を必要とする場合の申請書等の様式等については、別に規定で定めさせていただきたい、ということでございます。

附則といしまして、この条例は、昭和五十一年四月一日から施行させていただきます。きたいというふうに考えております。

以上雑駁な説明でございましたが、よろしく御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださるようお願い申し上げます。説明を終わらせていただきます。

○議長(貫井喜代次君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○二十三番(岩田博君) どうも最近の教育委員会のやることは何か何だか(一頁)性がなくてわからないんですが、実は、この加美にできた会館ですが、これがどういうわけで、名称はどういう経路をたいてつけられたのか説明願いたいというのと、それから、武蔵野会館が現在ありますが、あれはこの条例に当てはまるか、当てはまらないか。

それから、又今後本町の不動様のところに行けるようだが、それがどういう経路で行けるのか。非常に地域によつて格差ができて、一生懸命やってつくった町会会館は町会で管理費を出して、市でつくった学習等供用施設は市

が管理するとなると非常にいろいろな面でアンバランスがでかると思いますがこれをどのように考えているか。非常にいまの教育委員会のやり方は全然わからないです。無茶苦茶で、いまにあらうこちらの町会から恐らく不満が出ると思っんです。武蔵野会館は学習等供用施設でつくったんですが、それが町会の管理になてゐる。又加美にできたものは市の管理で、町会は管理費を払わないでそこが使えるわけです。それが今度、不動様のあの学習等供用施設は又趣加違うとか。そういうふうないろいろな地域によつて不公平がでかると思っんですが、その点御説明を願ひたいと思ひます。

○教育委員会社会教育課長（小野光朗君） 自席から岩田議員さんの御質問にお答え申し上げます。

この名称でございますけれども、この件につきまして、こういう地域会館について、今後いずれできていくとかいう予想される範囲、この加美地域というふうな地域で、あそこにごございますんですが、ただ利用される方々が加美以外の要するに四小学区でございます。そういう意味で、永田とか長沢という地域が入っておりますんで、その辺のところで加美地域という名称が通俗的にはあつたんです。

ですけれども、そういう名前は使えないんじゃないかということ。それとともに将来を考え、坂の名前とか、動物の名前とか、いろいろ出ていたんですけれども、やはりなかなか良い名称がなくて、今後もしそういうふうな名称をつけていった場合に、緑というものを重視して、要するに緑の、福生の若々しさというのをみまして、木の名前でもって各地域を名前をつけたらいいんじゃないかと思つたわけであります。そういうふうなことをいろいろ検討いたしまして、わかぎり会館というような名称を使わせていただきました。

それと、武蔵野会館でございますけど、この件につきましては、あの地域のいろんな情勢がございまして、その地域の問題からできた施設でございますので、あの会館につきましては現在、環境保全課の方で管理しております。あれは町会的な機能が多分に入っているわけでございます。

それでここにおける地域会館条例におきます、わかぎり会館というのは、要するに小学校区単位に一つの地域会館というふうなをつくりまして、そこでもって市民たちが勉強したり楽しんだり図書館を使ったり集会したりというふうな機能をもっています。今後小学校区単位でのコミュニティ施設というものになります。

ので、それでも、そういう施設としてこれが第一回目に出てきたわけです。ですから武蔵野会館とは性格がちやんと違うというふうなことでございます。なお、この本町会館の方の件でございますけれども、これは今後企画の方と相談いたしまして、どういう機能であるかというふうなことを検討していきたいと思っております。

以上、御答弁いたします。

○第二十三番（岩田博君） 聞き漏らしにかしりませんが、その名称をつけたのは町

会の人か、それとも市役所の教育委員会がつけたのか。

それと、武蔵野会館の管理の費用は全部町会で負担しているんでしょう。そして普通の町会としても非常に、負担が大変だという話は聞いているんですが、加美にできたやつは、すぐそばに加美クラブもあるわけです。するとあのクラブは恐らく不要になると思うんですが、……、そういう一部の地域では市で管理しても、それで経費はかかると、まあ、うちの町会としても住民の方に骨を折ってもらって、又市でも骨を折ってもらったんですが、ああいうクラブとしても非常に管理費はかかるんですが、そういう点をどういうふうにこれからそのバランスをとっていくのですか。片方の町会に対しては経費が一銭もかから

なくて市で管理してあげるといふその点について。

○社会教育課長（小野光朗君） 御答弁申し上げます。

わかざり会館の名称でございますけれども、これにつきましては市のいろんなこういうコミュニティの問題についてプロジェクトチームがございまして、そこでもっていろいろ研究いたしましたして、こういう名称が良んじゃないかというところでございます。それでこの件につきましてはあの地域の町会長さんにも御了解をいただきまして、それで過日、全員協議会で御報告いたさせていたいただきました。

続きまして加美地域の町会との関係でございますけれども、この地域が要するに福生の中心地からはずれている地域というふうなことが、やはりこの地域センターをつくっていく場合に非常に大事なじゃないかと思っております。それで加美の地域に

そういう施設をつくることと一緒に、あわせて図書館の機能というふうなのがあそこに入っておりますので、図書館というのは福生地と熊川地区に各一館ずつというふうなことでございまして、やはり牛浜には本館がございまして、あそこ二から離れた地域にそういう機能をもったものをつくらなければおかしいというふうなことがありまして、そういう機能と、それと学童保育というふうな機能を含め